

資料編

ここでは、これまでの災害発生時に発出された通知類、東京DPATが活動する際に必要な各二次保健医療圏の情報や普及啓発用チラシ類が掲載されています。

1. これまでの大規模災害時に厚生労働省が発出した通知類

- (1) 地震により被災した精神疾患患者の精神科医療機関の受け入れについて
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続きについて(追加)

2. 活動に必要な地域情報等

- (1) 災害拠点病院一覧
- (2) 都内精神科病院一覧
- (3) 各二次保健医療圏の情報
- (4) 都立(総合)精神保健福祉センターの担当地域
- (5) 東京DPAT調整本部連絡先
- (6) 災害時の医療チーム等

3. 活動に必要な知識に関する情報

- (1) トリアージ(START法)について
- (2) 被災時の心理的負荷について
- (3) 支援者のストレス要因
- (4) PFA(WHO)について
- (5) 要配慮者への対応について

4. その他

- (1) 携行品リスト
- (2) 普及啓発用チラシ類等
 - ① 普及啓発用チラシ類
 - ・被災されたお子さんをお持ちの家族の方へ
 - ・ほっと安心手帳
 - ・夜、眠れない方のために
 - ② スクリーニング尺度
 - ・IES-R
 - ・K6/K10日本語版
- (3) その他、活動の参考になる関連情報の掲載ホームページ

※様式類については別途作成・配布予定です。

1. これまでの大規模災害時に厚生労働省が発出した通知類

(1) 地震により被災した精神疾患患者の精神科医療機関の受け入れについて

事 務 連 絡

(関係団体) 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

地震により被災した精神疾患患者の精神科医療機関への受け入れについて

熊本県熊本地方の地震にあたっては、医療の確保にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地震の影響による標記の取扱いにつきましては、災害派遣精神医療チーム（DPAT）において、被災した精神科医療機関等からの精神疾患患者の転院先の調整等を行っているところです。つきましては、比較的被害の少ない精神科医療機関、被災県の近隣の県の精神科医療機関等においては、別添の Q&A についてご了知をいただくとともに、患者の積極的な受け入れについて、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課 鶴田、占部、臼杵

TEL 03-3595-1111（内線3004）

Email usuki-masato@mhlw.go.jp

精神疾患患者を医療法の定員を超過して入院させる場合等の取扱いについて

医療法について

1. 医療機関が、被災した精神疾患患者を精神病床の定員を超過して入院させる場合等の医療法上の取扱い如何。

(答)

地震により被災した精神疾患患者を、緊急時の対応として、①精神病床の病室に定員を超過して入院させる場合、②一般病床、療養病床、感染症病床若しくは結核病床の病室に入院させる場合又は③廊下や処置室等病室以外の場所に入院させる場合は、医療法施行規則第10条ただし書の臨時応急の場合に該当する(参考)。

ただし、その場合においても、適切な医療環境の確保に努めること等安全性の確保に十分に注意する必要がある。

診療報酬について

2. 被災した精神科医療機関等からの精神疾患患者の転院を受け入れたため、病室に所定病床数を上回る患者を入院させることとなった場合、入院基本料の減額措置の対象となるのか。

(答)

「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」(平成18年3月23日保医発第0323003号)に基づき、1か月の平均入院患者数が病床数の100分の105までは所定の入院料を算定できるほか、これを超えた場合でも、災害等やむを得ない事情の場合には、入院した月について、当該減額規定は適用しないこととされている。なお、このほかの措置については、受け入れた入院医療機関の今後の状況により、必要に応じ検討することとなる。

3. 超過して受け入れた患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できるか。

(答)

患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できない。ただし、当該患者に対して行う処置等に係る診療報酬については、算定要件を満たせば算定できる。

(参考)

○ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)(抄)

第10条 病院、診療所又は助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

- 一 病室又は妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室(以下「入所室」という。)には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 二 病室又は入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させないこと。
- 三 精神病患者又は感染症患者をそれぞれ精神病室又は感染症病室でない病室に入院させないこと。
- 四 同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと。
- 五 病毒感染の危険のある患者を入院させた室は消毒した後でなければこれに他の患者を入院させないこと。
- 六 病毒感染の危険ある患者の用に供した被服、寝具、食器等でウイルスに汚染し又は汚染の疑あるものは、消毒した後でなければこれを他の患者の用に供しないこと。

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続きについて（追加）

事 務 連 絡

平成28年4月19日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

熊本県熊本地方の地震における
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続きについて（追加）

熊本県熊本地方を震源とする地震における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院手続きについて、4月15日、17日及び18日に事務連絡を发出していたところですが、下記のとおりQ&Aを追加（2-4、3-2）いたしました。

被災中の標記に係る取扱いについては、添付のQ&Aをご了知いただき、精神障害者に対する適切な医療の確保を引き続きお願いいたします。

なお、被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについては、4月18日付けで发出されている厚生労働省保険局医療課及び厚生労働省老健局老人保健課の事務連絡をご参照ください。

<連絡先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課企画法令係 前川、田島（内線3055）
精神医療係 岡田、中村（内線3058）
TEL 03-5253-1111
FAX 03-3593-2008

(別添)

1. 被災した医療機関から他の医療機関に医療保護入院者を転院させたいが、家族等が見つからず、同意をとれない場合はどうするのか。

このような被災した精神科医療機関からの転院においては、転院先の医療機関に連続して入院したものとみなし、新たな家族等の同意及び精神保健指定医の診察は不要として差し支えないものとする。

なお、被災した医療機関においては、当該患者の退院届につき提出が可能な場合は提出するものとする。

また、転院先の医療機関においては、入院届を提出するものとし、「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」欄及び「同意をした家族等」欄は被災した医療機関において記載していた内容を記載するとともに、「生活歴及び現病歴」欄に当該特例の取扱いによる転院である旨が分かるよう記載しておくこと。

2. 被災した医療機関から他の医療機関に措置入院者を転院させたいが、どうするのか。

このような被災した精神科医療機関からの転院においては、転院先の医療機関に連続して入院したものとみなし、新たな精神保健指定医の診察は不要として差し支えないものとする。

なお、必要な場合には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第19条の8に基づく指定病院の指定手続については、他の都道府県知事が指定した指定病院に措置することができる。。

2-2. 被災した医療機関から他の都道府県の医療機関に措置入院者を転院させる場合に改めて入院措置等の手続は必要か。また、費用負担はどのようになるか。

2. のとおり、被災した精神科医療機関からの転院においては、転院先の医療機関に連続して入院したものとみなすため、都道府県知事の措置入院の解除や、新たな精神保健指定医の診察及び転院先の都道府県知事の入院措置の手続は不要である。

また、上記の場合の措置入院の費用については、法第30条に基づき入院措置を行った都道府県が負担する。

2-3. 被災した医療機関から他の医療機関に医療保護入院者や措置入院者を転院させる場合は、精神保健福祉法に基づく移送の手続が必要か。

1. 及び2. のとおり、このような被災した精神科医療機関からの転院においては、転院先の医療機関に連続して入院したものとみなすため、当該転院のための移動は、法第29条の2の2及び第34条に基づく入院に当たっての移送として取り扱わず、所要の手続も不要である。

2-4. 被災した医療機関から他の医療機関に任意入院者を転院させたいが、入院同意書は再度取り直す必要があるのか。

このような被災した精神科医療機関からの転院においては、転院先の医療機関に連続して入院したものとみなし、転院先の病院への入院について、入院同意書を再度取り直す必要はない。

ただし、退院の申請があった場合には、法第21条に則って、適切に取り扱っていただきたい。

3. 医療保護入院を行う際、家族等を見つけるのが困難な場合はどうするのか。

医療保護入院を行うに当たっては、まずは家族等となる者を探し、法第33条第1項に基づく入院手続きを行うこととなっているが、そのような家族等を見つけることが困難な場合（家族等と連絡が取れない場合等も含む。）には、市町村長同意を行って差し支えない。

3-2. 被災地で新たに措置入院を行う際の手続はどうすればよいか。

新たに措置入院を行う場合であっても、精神保健指定医2名の診察があり、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に外を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神保健指定医の診察の結果が一致した場合のみ、都道府県知事は入院措置をすることができる。

措置入院者については、都道府県知事が移送しなければならないと定められており（法第29条の2の2）、都道府県職員が移送の対象者に同行することを原則とする運用をしているが、緊急的な状況下においては、都道府県知事の責務により、他の適切な方法により移送を行って差し支えない。

4. 居住地のある市町村長と入院先医療機関の市町村長のいずれの同意を要するのか。

家族等が見つからず医療保護入院の手続きを行う場合、法第33条第3項には、市町村長の同意が規定されており、その市町村は「その精神障害者の居住地を管轄する市町村」となっており、居住地がないか又は明らかでないときは「その精神障害者の現在地を管轄する市町村長」が保護者になることと規定されている。

入院患者の居住地が被災地域にあり、居住地の市町村長が同意することが一時的に困難である場合は、現在地（入院する医療機関が存在する市町村）の市町村長の同意でも医療保護入院の手続きを行うことは差し支えない。

5. 23条通報を受けた場合の診察等の体制が十分にとれない場合はどうするのか。

警察から法第23条の規定に基づく通報を受けた場合、措置入院を行うためには、法第27条の規定に基づき都道府県知事の監督下にある職員が精神保健指定医の診察の立ち会いを行うことが必要である。

当該職員の立ち会いを行うことができないが入院が必要である場合、法第29条の2第1項に基づき、精神保健指定医1名（緊急措置入院を行う医療機関の精神保健指定医でも良い。）の診察を経て緊急措置入院によることとなる。

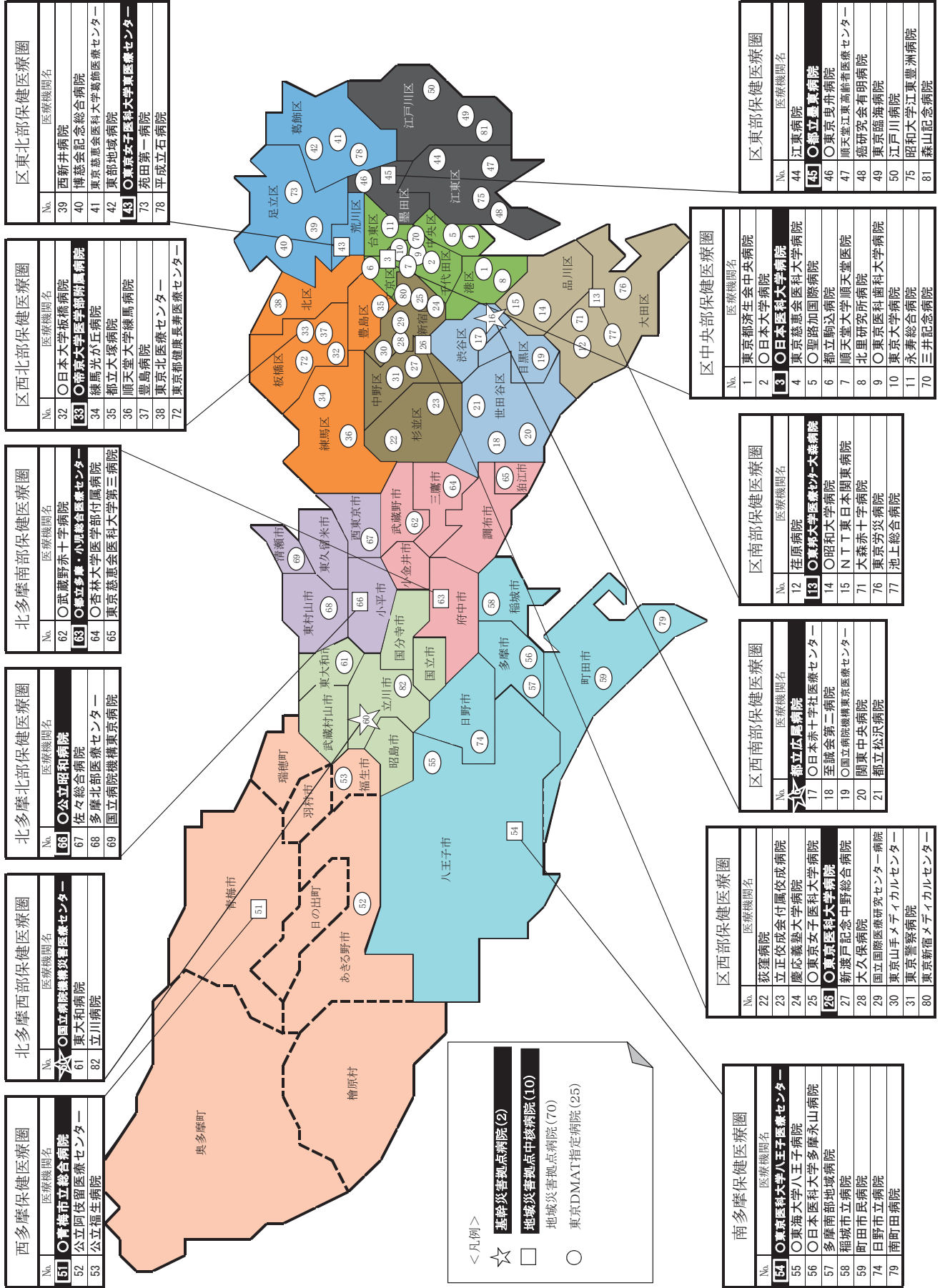
この場合、都道府県知事は72時間以内に措置入院を行うか否かを決定しなければならず、措置入院に移行する際は、精神保健指定医2名による診察を要し、都道府県の職員は診察の立ち会いを行うことが必要であるところ、被災県において、交通網の事情等により、県職員の立ち会いが著しく困難である場合には、精神保健指定医2名（やむを得ない場合には、措置入院を行う医療機関の精神保健指定医2名でも差し支えないものとする。）の診察のもと、精神保健指定医から電話により県職員に確認を求めることをもって措置入院に移行することも可能とする。

なお、そのような形で、措置決定をした場合、県の職員は、できる限り速やかに入院した患者の診察が適切に行われたかを確認することが求められる。

2. 活動に必要な地域情報等

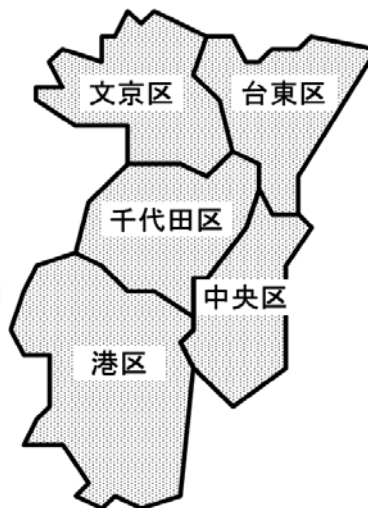
(平成30年7月1日時点)

(1) 災害拠点病院一覧



(3) 各二次保健医療圏の情報

1. 区中央部保健医療圏



(1) 医療対策拠点

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	地域災害医療コーディネーター	渉外担当者
日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131	03-3821-2027			

(2) 管内自治体

① 基礎情報

区市町村	人口	高齢化率	出生数	精神保健福祉手帳交付件数	自立支援医療承認件数
千代田区	59,788	18.0	627	157	549
中央区	149,640	15.8	1,974	393	1,439
港区	249,242	17.3	3,048	732	2,378
文京区	213,969	19.8	2,115	708	2,761
台東区	193,822	23.6	1,508	726	3,253

※人口、高齢化率、出生数は、「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」平成29年1月1日現在（東京都総務局HP）

※精神保健福祉手帳交付件数、自立支援医療承認件数は、「平成29年度東京都精神保健福祉の動向 特別区・島しょ編」（都立中部総合精神保健福祉センター、平成30年3月）

② 連絡先

区市町村	名称	所在地	電話番号	FAX番号
千代田区	政策経営部災害対策・危機管理課	千代田区九段南1-2-1	03-5211-4187	03-3264-1673
	保健福祉部地域保健課	千代田区九段北1-2-14	03-5211-8163	03-5211-8190
中央区	総務部防災課	中央区築地1-1-1	03-3546-5287	03-3546-9557
	福祉保健部管理課		03-3546-5398	03-3248-1322
港区	防災課	港区芝公園1-5-25	03-3578-2516	03-3578-2539
	みなと保健所保健政策調整担当	港区三田1-4-10	03-6400-0041	03-3455-4420
文京区	総務部防災課	文京区春日1-16-21	03-5803-1179	03-5803-1344
	保健衛生部健康推進課		03-5803-1229	03-5803-1355
台東区	危機管理室災害対策課	台東区東上野4-5-6	03-5246-1092	03-5246-1099
	健康部健康課		03-5246-1178	03-5246-1059

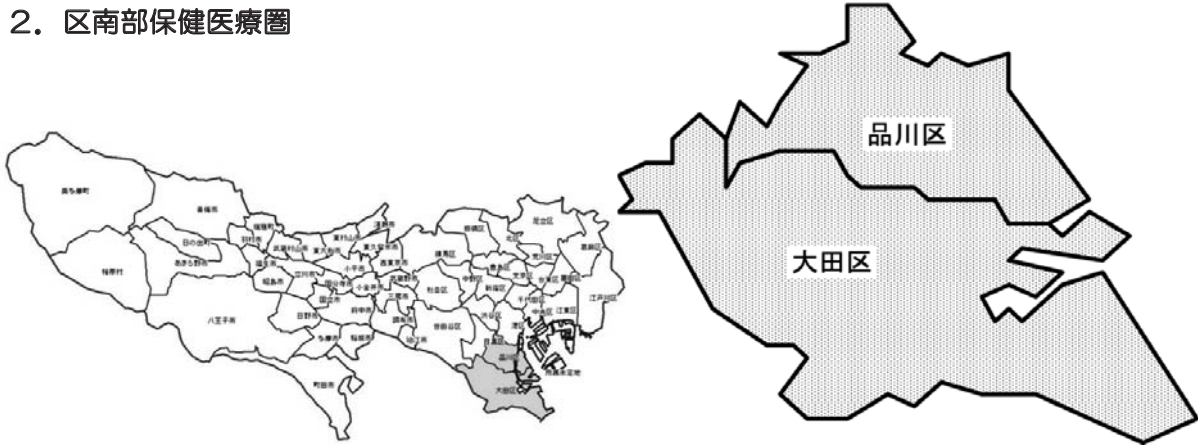
(3) 管内災害拠点病院

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	窓口担当者
日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	03-3293-2131	03-3293-9138		
三井記念病院	千代田区神田和泉町1	03-3862-9111	03-3862-9140		
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03-3541-5151	03-3544-0649		
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	03-3451-8211	03-3457-7949		
東京慈恵会医科大学 附属病院	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111	03-5400-1387		
北里大学北里研究所 病院	港区白金5-9-1	03-3444-6161	03-5791-6143		
都立駒沢病院	文京区本駒込3-18-22	03-3823-2101	03-3823-5433		
順天堂大学医学部附属 順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03-3813-3111	03-5802-1144		
東京医科歯科大学 医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	03-5803-0110		
東京大学医学部 附属病院	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411	03-5800-8725		
永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03-3833-8381	03-3831-9488		

(4) 管内精神科病院 ※精神病床を有する病院

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	窓口担当者
東京都教員互助会 三楽病院	千代田区神田駿河台2-5	03-3292-3981	03-3518-2158		
東京慈恵会医科大学 附属病院	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111	03-5400-1387		
東京大学医学部 附属病院	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411	03-5800-8725		
東京医科歯科大学 医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	03-5803-0110		
日本医科大学附属病院	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131	03-3821-2027		
順天堂大学医学部附属 順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03-3813-3111	03-5802-1144		
神経科土田病院	台東区上野桜木1-12-12	03-3822-2201	03-3822-2283		

2. 区南部保健医療圏



(1) 医療対策拠点

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	地域災害医療 コーディネーター	渉外担当者
東邦大学医療センター 大森病院	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	03-3768-3620			

(2) 管内自治体

①基礎情報

区市町村	人口	高齢化率	出生数	精神保健福祉 手帳交付件数	自立支援医療 承認件数
品川区	382,761	21.1	3,785	1,098	5,198
大田区	717,295	22.7	5,732	2,247	10,208

※人口、高齢化率、出生数は、「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」平成29年1月1日現在（東京都総務局HP）

※精神保健福祉手帳交付件数、自立支援医療承認件数は、「平成29年度東京都精神保健福祉の動向 特別区・島しょ編」（都立中部総合精神保健福祉センター、平成30年3月）

②連絡先

区市町村	名称	所在地	電話番号	FAX番号
品川区	防災まちづくり部防災課 健康推進部健康課	品川区広町2-1-36	03-5242-6695 03-5742-6745	03-3777-1181 03-5742-6883
大田区	地域力推進部防災課 健康政策部健康医療政策課	大田区蒲田5-13-14	03-5744-1236 03-5744-1264	03-5744-1519 03-5744-1523

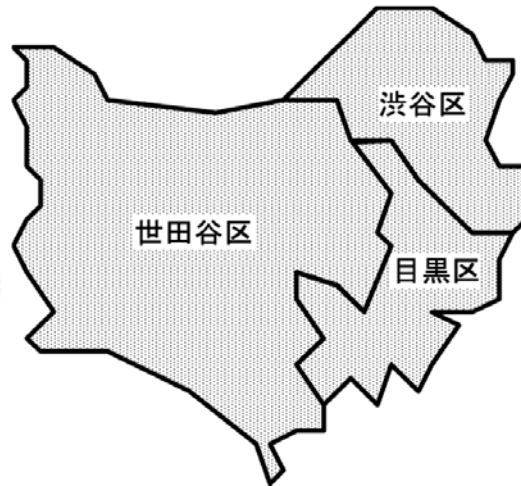
(3) 管内災害拠点病院

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	窓口担当者
昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000	03-3768-3620		
N T T 東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03-3448-6111	03-3448-6617		
大森赤十字病院	大田区中央4-30-1	03-3775-3111	03-3776-0004		
東京都保健医療公社 荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03-5734-8000	03-5734-8023		
東京労災病院	大田区大森南4-13-21	03-3742-7301	03-3744-9310		
池上総合病院	大田区池上6-1-19	03-3752-3151	03-3752-2612		

(4) 管内精神科病院 ※精神病床を有する病院

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	窓口担当者
N T T 東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03-3448-6111	03-3448-6617		
東京都保健医療公社 荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03-5734-8000	03-5734-8023		
医療法人財団 鳥の木会 南晴病院	大田区南蒲田1-5-15	03-3373-4612	03-3373-0867		
東邦大学医療センター 大森病院	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	03-3768-3620		

3. 区西南部保健医療圏



(1) 医療対策拠点

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	地域災害医療 コーディネーター	渉外担当者
東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181	03-3444-3196			

(2) 管内自治体

①基礎情報

区市町村	人口	高齢化率	出生数	精神保健福祉 手帳交付件数	自立支援医療 承認件数
目黒区	273,708	20.0	2,492	652	3,068
世田谷区	892,535	20.2	7,947	2,881	11,597
渋谷区	222,278	19.1	2,093	713	2,646

※人口、高齢化率、出生数は、「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」平成29年1月1日現在（東京都総務局HP）

※精神保健福祉手帳交付件数、自立支援医療承認件数は、「平成29年度東京都精神保健福祉の動向 特別区・島しょ編」（都立中部総合精神保健福祉センター、平成30年3月）

②連絡先

区市町村	名称	所在地	電話番号	FAX番号
目黒区	危機管理室防災課	目黒区中央町1-9-7	03-5723-8700	03-5723-8725
	健康推進部健康推進課	目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9586	03-5722-9329
世田谷区	危機管理室災害対策課	世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2262	03-5432-3014
	世田谷区保健所健康企画課	世田谷区世田谷4-22-35	03-5432-2432	03-5432-3022
渋谷区	危機管理対策部防災計画課	渋谷区渋谷2-21-1渋谷ヒカリエ8階	03-3498-9409	03-3498-9410
	健康推進部生活衛生課	渋谷区渋谷1-18-21（仮庁舎内）	03-3463-2246	03-5458-4943

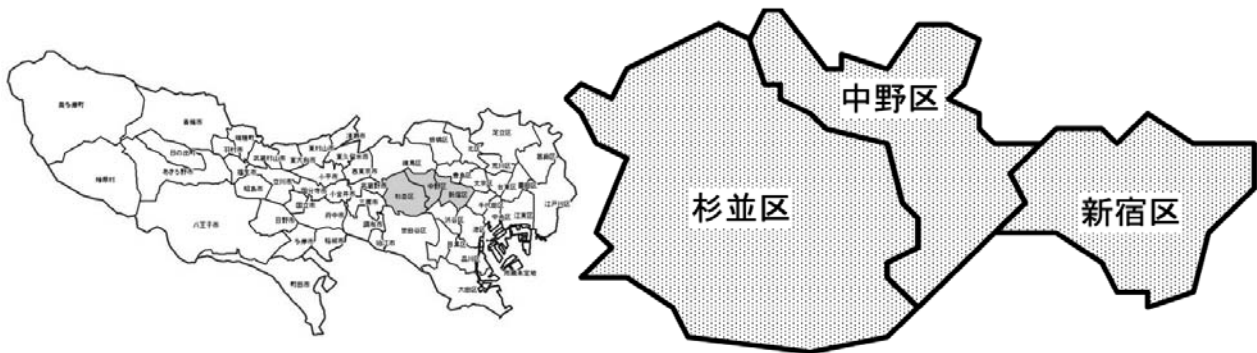
(3) 管内災害拠点病院

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	窓口担当者
国立病院機構 東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	03-3412-9811		
一般社団法人 至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	03-3300-0366	03-3307-6731		
公立学校共済組合 関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03-3429-1171	03-3426-0326		
東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03-3303-7211	03-3329-7586		
日本赤十字社 医療センター	渋谷区広尾4-1-22	03-3400-1311	03-3409-1604		

(4) 管内精神科病院 ※精神病床を有する病院

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	窓口担当者
国立病院機構 東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	03-3412-9811		
東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03-3303-7211	03-3329-7586		
昭和大学附属島山病院	世田谷区北島山6-11-11	03-3300-5231	03-3308-9710		
公立学校共済組合 関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03-3429-1171	03-3426-0326		
自衛隊中央病院	世田谷区池尻1-2-24	03-3411-0151	03-3411-0151 (内線6208)		
東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181	03-3444-3196		
J R 東京総合病院	渋谷区代々木2-1-3	03-3320-2200	03-3370-8501		

4. 区西部保健医療圏



(1) 医療対策拠点

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	地域災害医療 コーディネーター	渉外担当者
東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111	03-3345-1437			

(2) 管内自治体

①基礎情報

区市町村	人口	高齢化率	出生数	精神保健福祉 手帳交付件数	自立支援医療 承認件数
新宿区	338,488	19.8	2,557	1,621	5,442
中野区	325,460	20.8	2,689	1,248	5,292
杉並区	558,950	21.1	4,655	1,987	8,243

※人口、高齢化率、出生数は、「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」平成29年1月1日現在（東京都総務局HP）

※精神保健福祉手帳交付件数、自立支援医療承認件数は、「平成29年度東京都精神保健福祉の動向 特別区・島しょ編」（都立中部総合精神保健福祉センター、平成30年3月）

②連絡先

区市町村	名称	所在地	電話番号	FAX番号
新宿区	総務部危機管理課	新宿区歌舞伎町1-4-1	03-5273-4592	03-3209-4069
	健康部健康づくり課	新宿区新宿5-18-21	03-5273-3494	03-5273-3930
中野区	都市基盤部防災分野 健康福祉部福祉推進分野	中野区中野4-8-1	03-3228-8948 03-3228-8829	03-3228-5658 03-3228-5662
	杉並区	危機管理室防災課	杉並区阿佐谷南1-15-1	03-3312-2111
杉並保健所健康推進課		杉並区荻窪5-20-1	03-3391-1355	03-3391-1377

(3) 管内災害拠点病院

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	窓口担当者
慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03-3553-1211	03-5363-3612		
東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03-3553-8111	03-5269-7321		
東京都保健医療公社 大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	03-5273-7711	03-5269-7321		
国立国際医療 研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	03-3202-7181	03-5273-7748		
東京山手 メディカルセンター	新宿区百人町3-22-1	03-3364-0251	03-3207-1038		
東京新宿 メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	03-3269-8111	03-3364-5663		
東京医療生活協同組合 新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	03-3382-1231	03-3260-7840		
東京警察病院	中野区中野4-22-1	03-5343-5611	03-3381-4799		
医療法人財団荻窪病院	杉並区今川3-1-24	03-3399-1101	03-3399-1107		
立正佼成会 附属佼成病院	杉並区和田2-25-1	03-3383-1281	03-3382-8972		

(4) 管内精神科病院 ※精神病床を有する病院

医療機関名	所在地	電話番号	FAX番号	衛星携帯電話番号	窓口担当者
国立国際医療 研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	03-3202-7181	03-5273-7748		
晴和病院	新宿区弁天町91	03-3260-9171	03-3260-9191		
東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03-3553-8111	03-5269-7321		
慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03-3553-1211	03-5363-3612		
東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111	03-3345-1437		